

429条1項

1 趣旨(責任の性質)

株式会社は経済社会において重要な地位

↓

取締役の重要性からすれば、取締役の責任を加重すべき

(=第三者を広く保護すべき)

↓そこで

429条は、法が特に規定した責任(特別法定責任説)

(参)不法行為特則説

2 要件 *条文から考えること

「① 役員等がその職務を行うについて②悪意又は重大なる過失があったときは、当該役員等は、③これによって④第三者に生じた⑤損害を賠償する責任を負う」

①⇒名目的取締役は?→含む

表見取締役は?→登記について本人の「承諾」あれば、908条2項類推適用で、「役員等」でないと主張できなくなる

退任取締役?→「明示的な承諾」あれば、908条2項類推適用で、「役員等」でないと主張できなくなる

Qこの違いはなぜ?

- ・ 「辞任登記の場合、辞任した取締役は辞任登記の手続を代表取締役等に託さざるを得ないが、就任登記の場合には就任承諾書の添付が要求される(商業登記法54条1項と4項対比)点で異なる要素があることに注意」(野田博先生)
- ・ 「辞任者には自ら登記申請する権利もその義務もなく、また商業登記制度から直接利益を得る主体でもないのだから、この者に不日登記を是正する義務まで認めることは出来ない」(田中亘先生)

②⇒何についての悪意・重過失か

→趣旨から、広く、任務懈怠についての悪意・重過失であればよい。
(第三者への加害行為についてでなく)

問題文で「代表取締役が独断で」とある場合

代表取締役は?→本来、取締役会の承認が必要なものであれば
(362条4項)、独断の行為は、任務懈怠にあたる。

平取締役は?→任務懈怠=監視義務違反

↓

Q取締役会に上程されていない事項についても監視義務が及ぶか

→上程されていなくても、各取締役は取締役会を招集(366条2項3項)して、会社の利益損害防止できるので、及ぶ。

③⇒任務懈怠と会社の損害の発生との間に相当因果関係があること

<答案の書き方>

A (任務懈怠行為) あれば**通常** B (損害の発生) あるといえるので、AとBは相当因果関係あるといえる。

A (任務懈怠行為)、**その結果** B(損害の発生)が生じているので、AとBは相当因果関係あるといえる。

<注> 具体的にどんな任務懈怠かを意識してAの部分を丁寧に書くこと。

④⇒会社債権者のみならず、株主も含む。なぜなら、株主も会社から見れば第三者だから。

もっとも、間接損害の場合に、株主も含むか争いある。

⑤⇒趣旨から、広く考え、直接損害・間接損害を含む。

<判例に対する批判>

会社に対する職務権限や任務のない表見取締役に対しては、そもそも任務懈怠責任を負担させることはできない。

<反論>

取締役（役員等）でないことをもって対抗できないということは、表見取締役が取締役としての業務執行の権限義務を有しないことを善意の第三者に対して主張できないということであり、したがって表見取締役は第三者に対して責任を負わなければならないということである。